

## 宗像市広報紙広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宗像市広告掲載取扱要綱（平成18年宗像市告示第133号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、宗像市が月2回発行する広報紙「むなかたタウンプレス」（1日号及び15日号。以下「市広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告主 広告を掲載する企業、団体及び個人をいう。

(2) 代理店 広告主を選定し、広告の制作指示を請け負う広告代理店をいう。

(広告掲載基準)

第3条 広告が、要綱第3条及び別表第1に該当する場合は、掲載しない。

2 同一の広告主による広告は、掲載期間中、重複して掲載しない。

(広告の種類、サイズ、掲載料等)

第4条 広告の種類、サイズ、掲載料等は、別表第2のとおりとする。

2 広告の掲載位置は、秘書政策課長が決定する。

(広告主による広告掲載の申込み)

第5条 市広報紙に広告の掲載をしようとする広告主（以下「申込者」という。）は、市広報紙広告掲載申込書（広告主用）（様式第1号-1）に広告案を添えて市長に提出しなければならない。

2 申込みは、市広報紙発行日の2月前までに行わなければならない。

3 申込者（申込者が法人の場合は代表者を含む。以下この条において同じ。）は、複数号の市広報紙に広告の掲載をしようとする場合は、初回の掲載から1年間（最大24号）の申込みをすることができる。

4 申込者は、市税の滞納がない者とする。

5 申込者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者とする。

6 申込者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前項に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者とする。

(代理店による広告掲載の申込み)

第6条 市広報紙に広告の掲載をしようとする広告代理店（以下「申込代理店」という。）は、市広報紙広告掲載申込書（広告代理店用）（様式第1号-2）に市広報紙広告主に関する市税調査及び個人情報調査承諾書（様式第1号-2添付書類）及び広告案を添えて市長に提出しなければならない。

2 申込みは、広報発行日の2月前までに行わなければならない。

3 申込代理店及び広告主（申込代理店及び広告主が法人の場合は代表者を含む。以下この条において同じ。）は、複数号の市広報紙に広告の掲載をしようとする場合は、初回の掲載から1年間（最大24号）の申込みをすることができる。

4 申込代理店及び広告主は、市税の滞納がない者とする。

5 申込代理店及び広告主は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号) 第2条第6号に規定する暴力団員でない者とする。

6 申込代理店及び広告主は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前項に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者とする。

7 申込代理店は、市広報紙の性格を考慮し、要綱及びこの基準に適合する広告主及び広告の選定に努めなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前2条の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、必要があると認めるときは、修正を求めることができる。

2 広告掲載は、原則として先着順とし、申込みが広告枠数を超えた場合は、宗像市内に住所を有する申込者又は申込代理店を優先するものとする。

3 前項の場合において、なお広告枠数を超える場合は、抽選によるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、市広報紙に占める広告代理店が取り扱う広告の割合は、市が予定している広告枠の2分の1までとする。

5 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その旨を当該申込者又は申込代理店に通知するものとする。

(広告掲載内容の承諾、広告原稿の作成等)

第8条 前条により広告掲載の決定を受けた申込者(以下「決定者」という。)又は申込代理店(以下「決定代理店」という。)は、速やかに市広報紙広告掲載承諾書(様式第2号)を提出しなければならない。

2 決定者又は決定代理店(以下「決定者等」という。)は、市長が指定した期限までに掲載しようとする広告原稿の電子データ(以下「広告原稿」という。)を作成し、提出しなければならない。

3 広告原稿の作成に係る費用は、決定者等が負担するものとする。

(広告内容の変更)

第9条 決定者等は、広告掲載の決定後に、広告の大きさ、掲載内容等の変更(次項において「広告内容の変更」という。)はできないものとする。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

2 決定者等(前項ただし書の規定により正当な理由がある市長が認めた場合に限る。)は、広告内容の変更を行おうとするときは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市広報紙発行日の2月前までに市長に提出しなければならない。

(1) 決定者 市広報紙広告内容変更届(広告主用)(様式第3号-1)

(2) 決定代理人 市広報紙広告内容変更届(広告代理店用)(様式第3号-2)

(広告掲載期間の変更)

第10条 決定者等は、広告掲載決定後における広告掲載期間の変更は、できないものとする。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

2 決定者等は、やむを得ない事情により広告掲載期間を変更しようとするときは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市広報紙発行日の2月前までに提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 決定者 市広報紙広告掲載期間変更承認申請書(広告主用)(様式第4号-1)

(2) 決定代理人 市広報紙広告掲載期間変更承認申請書(広告代理店用)(様式第4号-2)

3 市長は、前項の承認申請書が提出されたときは、内容を確認の上、承認するか否かを決定し、その

旨を決定者等に通知するものとする。

4 前項の規定による承認を受けた場合において、別表2に定める掲載料の割引率に変更が生じるときは、実際に広告を掲載した号数に応じた割引率を適用するものとする。

(広告掲載料の納入)

第11条 決定者等は、市長が指定した期日までに、広告掲載料を市の発行する納入通知書により納入するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市長が第10条第3項の規定による承認をした場合は、この限りでない。

(決定者等の責務)

第13条 決定者等は、広告の内容等に関する一切の責任を負わなければならない。

2 決定者等は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてについて、権利処理が完了していることを保証しなければならない。

3 決定者等は、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、決定者等の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載又はその決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。

(2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(3) 決定者等又は広告内容が不相当と判明したとき。

(所管)

第15条 この基準に関する庶務は、総務部秘書政策課が所管する。

(補則)

第16条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成20年12月1日から適用する。

この基準は、平成23年10月1日から適用する。

この基準は、平成25年7月1日から適用する。

この基準は、平成30年7月1日から適用する。

この基準は、令和2年3月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

項 目	例 示
法令等に違反するもの	・個別法により表現内容等に禁止事項があるもの(医療法(昭和23年法律第205号)、薬事法(昭和53年法律第145号)、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)等)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）による誇大広告の規制</li> </ul>
市の公共性、中立性が損なわれ、及びその品位を損なうもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の者をひぼう、中傷若しくは排斥し、若しくは他の者の名誉若しくは信用を毀損し、若しくは業務を妨害するもの又はこれらのおそれがあるもの</li> <li>・人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの</li> <li>・過剰な利潤追求を行うもの（マルチ商法、キャッチ商法）</li> <li>・貸金業などで公共性のないもの（サラ金、無届の金融業者）</li> <li>・特定の者を対象としたもの（会員への通知、尋ね人）</li> <li>・個人の調査を行うもの（探偵事務所、興信所）</li> <li>・市が推奨しているように誤解を受けやすいもの</li> </ul>
青少年の健全な育成を推進する観点から不適切なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力又は犯罪を肯定し、助長するようなもの</li> <li>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる業種に関するもの</li> <li>・青少年の人体、精神、教育に有害なもの</li> </ul>
消費者の被害を防止する観点から不適切なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誇大な表現や根拠のない表現をするもの</li> <li>・射幸心を著しくあおる表現をするもの</li> <li>・法令等で認められていない業種、商法、商品に関するもの（マルチ商法、キャッチ商法）</li> <li>・国家資格等に基づかない者が行う療法等に関するもの</li> <li>・国、県、市、その他公共の機関が推奨、保証、指定等をしているように誤解を受けやすいもの</li> </ul>
政治的活動又は宗教的活動を目的とするもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公職選挙法（昭和25年法律第100号）に抵触するおそれがあるもの</li> <li>・政党等の講演会等に関するもの</li> <li>・主義主張により市、個人、団体を誹謗中傷するもの</li> <li>・宗教活動に関するもの（布教活動案内、募金）</li> <li>・社会問題についての主義主張などの意見広告及び個人の宣伝となるもの</li> </ul>
公の秩序又は善良の風俗に反するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賭博に関するもの</li> <li>・個人や他企業等を誹謗中傷するもの</li> <li>・過激な表現又はいかがわしいもの</li> </ul>
その他、広告物として掲載することが不適切であるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が推進している施策に反するもの</li> <li>・氏名、写真、商標、著作物等を無断で使用したもの</li> <li>・社会問題を起こしている業種や事業者にかかるもの</li> <li>・責任の所在が不明確なもの</li> <li>・内容が不明確なもの</li> <li>・委員会で審査の結果、掲載不適切とされたもの</li> </ul>

別表第2（第4条関係）

種類	サイズ	広告掲載料（税込） （1号当たり）	掲載位置
1号広告（白黒）	縦5.9cm×横12.0cm	20,000円	2ページ目以降
2号広告（白黒）	縦5.9cm×横24.0cm	36,000円	2ページ目以降
2号広告（カラー）	縦5.9cm×横24.0cm	72,000円	最終ページ
3号広告（白黒）	縦11.8cm×横24.0cm	72,000円	3ページ目以降
4号広告（白黒）	縦17.6cm×横24.0cm	108,000円	3ページ目以降
5号広告（白黒）	縦35.3cm×横24.0cm （紙面全面）	216,000円	5ページ目以降
5号広告（カラー）	縦35.3cm×横24.0cm （紙面全面）	240,000円	5ページ目以降

備考

- 1 1回の申込みにつき複数号の掲載申込みをした場合、初回の掲載から1年間の号数に応じて、次のとおり掲載料の割引をするものとする。
  - (1) 1日号又は15日号をあわせて、6号以上12号未満の申込みをした場合 5%
  - (2) 1日号又は15日号をあわせて、12号以上の申込みをした場合 10%
- 3 4号広告及び5号広告は、「広告」の表示をすること。
- 4 4号広告については市広報紙1号につき2枠までとし、5号広告については市広報紙1号につき1枠とする。